

令和5年度新設「シーケンス制御職種」の受検に係る取り扱いについて

1. 「シーケンス制御職種」の設置について

「電気機器組立て職種」の「シーケンス制御作業」について、令和5年度より「電気機器組立て職種」から分離し、「シーケンス制御職種」として新設されます。

	令和4年度まで	令和5年度から	
実施期	後期	後期	後期
職種名	電気機器組立て職種	電気機器組立て職種	シーケンス制御職種 ※新設
作業名	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 開閉制御機器組立て作業 回転電機巻線製作作業 <u>シーケンス制御作業</u>	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 開閉制御機器組立て作業 回転電機巻線製作作業 -	<u>シーケンス制御作業 ※新設</u> - - - - -

※福岡県での令和5年度試験実施作業は令和5年9月1日(予定)の福岡県公示により発表します。

※以下、「電気機器組立て職種 シーケンス制御作業」は「旧シーケンス制御作業」、
「シーケンス制御職種 シーケンス作業」は「新シーケンス作業」と表記します。

2. 「シーケンス制御職種」受検に係る「電気機器組立て職種」合格者の取り扱いについて

(1) 検定合格、実技または学科一部合格の取り扱いについて

「新シーケンス制御作業」は「旧シーケンス制御作業」とは別職種の試験として新設されることから、
「旧シーケンス制御作業」の合格をもって自動的に「新シーケンス制御作業」合格とは認められません。

ただし、後述3. の申請手続きを行うことで「旧シーケンス制御作業」の合格をもって「新シーケンス制御作業」を合格とし、合格証書を取得することができます。

なお、「旧シーケンス制御作業」の実技または学科一部合格は自動的に「新シーケンス制御作業」の同一等級一部合格として適用されます。(特級を除く。)

(例)

○電気機器組立て職種		○シーケンス制御職種
シーケンス制御作業3級合格	✕	シーケンス制御作業3級合格
シーケンス制御作業3級実技一部合格	⊖	シーケンス制御作業3級実技一部合格
シーケンス制御作業2級学科一部合格	⊖	シーケンス制御作業2級学科一部合格

(2) 試験の免除について

「旧シーケンス制御作業」の一部合格者は合格済みの試験について「新シーケンス制御作業」同一等級の試験が免除されます（特級を除く）。なお、「旧シーケンス制御作業」を除く「電気機器組立て職種」に含まれる作業の合格をもって、「新シーケンス制御作業」の学科試験を免除することはできません。

(例)

○電気機器組立て職種

シーケンス制御作業 3 級実技一部合格

シーケンス制御作業 2 級学科一部合格

配電盤・制御盤組立て作業 2 級合格

○シーケンス制御職種

→ シーケンス制御作業 3 級実技試験免除

→ シーケンス制御作業 2 級学科試験免除

✕ シーケンス制御作業 2 級学科免除

(3) 上位等級受検時の必要実務経験年数短縮について

技能検定合格をもって上位等級受検時の必要実務経験年数を短縮するには同職種下位等級の合格が必要になります。「電気機器組立て職種」である「旧シーケンス制御作業」の合格をもって、別職種である「新シーケンス制御作業」の上位等級受検時の必要実務経験年数を短縮することはできません。

(例)

・令和 4 年度までは…

実務経験のみで「旧シーケンス制御作業」2 級を受検する場合、2 年以上の実務経験が必要。

→ 「旧シーケンス制御作業」3 級合格者は実務経験が 2 年未満の場合でも、3 級合格をもって必要実務経験年数を短縮し、実務経験 0 年で 2 級の受検が可能。

・令和 5 年度からは…

実務経験のみで「新シーケンス制御作業」2 級を受検する場合、2 年以上の実務経験が必要。

→ 「新シーケンス制御作業」3 級合格者は実務経験が 2 年未満の場合でも、3 級合格をもって必要実務経験年数を短縮し、実務経験 0 年で 2 級の受検が可能。

⇒ 「旧シーケンス制御作業」3 級合格者の場合、別職種の合格となるため短縮が適用されず、2 年以上の実務経験が必要。

なお、「旧シーケンス制御作業」の一部合格取得時に、下位等級の合格をもって上位等級を受検していた場合で、必要実務経験年数の短縮が適用されていた場合には「新シーケンス制御作業」受検時に引き続き必要実務経験年数の短縮が適用されます。

(例)

令和 4 年度試験にて、実務経験は 2 年に満たないが、「旧シーケンス制御作業」3 級合格をもって必要実務経験年数を 0 年に短縮し「旧シーケンス制御作業」2 級を受検。実技一部合格を取得。

↓

令和 5 年度試験にて、引き続き実務経験は 2 年に満たないが、「旧シーケンス制御作業」2 級実技一部合格取得時の必要実務経験年数短縮を再度適用のうえ、「新シーケンス制御作業」2 級の実技試験を免除し、学科試験を受検することが可能。

(4) 特級の受検について

特級の受検には、当該職種 of 1 級検定合格後、5 年以上の実務経験が必要になります。

「シーケンス制御職種」の特級を受検する場合は、別職種である「旧シーケンス制御作業」1 級合格後の実務経験では受検できませんのでご注意ください。

「シーケンス制御職種」特級の受検資格を満たすには下記の方法があります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 「新シーケンス制御作業」1 級を受検し、合格後 5 年以上の実務経験をもって受検する。② 後述 3. の申請手続きにより、「旧シーケンス制御作業」1 級合格をもって「新シーケンス制御作業」1 級の合格証書を取得し、取得後 5 年以上の実務経験をもって受検する。 |
|---|

なお、従前のおり「旧シーケンス制御作業」1 級合格後、5 年以上の実務経験をもって、「電気機器組立て職種」の特級を受検することができます。

3. 「旧シーケンス制御作業」合格をもって「新シーケンス制御作業」合格証書を取得する方法

「旧シーケンス制御作業」合格を自動的に「新シーケンス制御作業」合格として認めることはできませんが、下記の申請手続きにより「旧シーケンス制御作業」合格をもって「新シーケンス制御作業」を合格とし、合格証書を取得することができます。

「新シーケンス制御作業」の合格証書を取得することで、「新シーケンス制御作業」上位等級を受検する際の必要実務経験年数短縮等の措置を受けられるようになります。

(例)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・学生等で実務経験がない者が令和 4 年度に「旧シーケンス制御作業」3 級に合格し、令和 5 年度に「新シーケンス制御作業」2 級を受検しようとする場合。→ 下記申請手続きを行い「新シーケンス制御作業」3 級の合格証書を取得する。⇒ 「新シーケンス制御作業」3 級合格者は実務経験が 2 年未満の場合でも、3 級合格をもって必要実務経験年数を短縮し、実務経験 0 年で 2 級の受験が可能となる。 |
|--|

(1) 申請方法について

- ① 福岡県職業能力開発協会から技能検定受検申請書（様式）を入手します。
- ② 「新シーケンス制御作業」を受検区分 6 「実技・学科とも免除」で受検申請します。
 - ※ 「実技・学科とも免除」の場合、受検申請は随時受付可能です。
 - ※ 申請にあたり、受検手数料、写真票用の証明写真は必要ありません。
 - ※ 合格証書の受領には申請後約 2 ヶ月を要します。

【提出物】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 受検申請書・ 本人確認書類（健康保険証、運転免許証、学生証など）・ 免除資格証明書類（「旧シーケンス制御作業」合格証書の写し） |
|---|

【申請先】

〒813-0044 福岡市東区千早 5-3-1 福岡人材開発センター2階
福岡県職業能力開発協会 技能検定第1課 (TEL 092-671-1238)

- ③ 審査後、福岡県庁（職業能力開発課）から合格証書交付の通知が届きます。
- ④ 交付通知の内容に従い、「新シーケンス制御作業」の合格証書を受領してください。
- ⑤ 合格証書受領後は、証書に記載の合格番号にて、必要実務経験年数短縮等の措置を受けることができます。

【本件に関するお問い合わせ先】

〒813-0044 福岡市東区千早 5-3-1 福岡人材開発センター2階
福岡県職業能力開発協会 技能検定第1課
TEL 092-671-1238 FAX 092-671-1354

【記入例】

技能検定受検申請書

技能検定を受けたいので裏面の個人情報の取扱いについて同意の上、申し込みを行います。

厚生労働大臣
福岡県知事 殿

(該当するコードを○印で囲む)

01	1 級	04	特 級
02	2 級	06	3 級
03	単一等級		

年 月 日

検定職種	シーケンス制御			職種番号	1 8 4	※	
選択作業	シーケンス制御			作業番号	0 1 0	受検番号	
(フリガナ)氏名				受検区分 (該当する番号を○で囲む)	1	実技・学科とも受検	A 甲
生年月日 年齢及性別	昭和・平成 年 月 日 (歳)	M F 男・女			2	学科のみ受検 (免除なし)	A 乙
					3	実技のみ受検 (免除なし)	A 丙
					4	学科受検 (実技免除)	B
					5	実技受検 (学科免除)	C
6	実技・学科とも免除	D					
現住所 (受検票送付先)	〒			都道府県			
※所属事業所に送付希望の場合は事業所名までご記入ください。	携帯電話			TEL			
学歴	学校名	学科又は課程	所在地	在学期間			
				年 月～ 年 月 在学中 (年 ヶ月) 卒業 中 退			
訓練歴	訓練			訓練期間			
				年 月～ 年 月 訓練中 (年 ヶ月) 修了 中 退			
検 資 格	事業所		職務内容	所在地	検定職種に関する在職期間		
	現 職			〒	年 月～ 年 月 現在		
	前 職	事業所コード	団体コード	TEL	① (年 ヶ月)	② (年 ヶ月)	③ (年 ヶ月)
受検する職種の通算年数							
(該当する番号を○で囲む)							
1. 1級合格後の実務経験で特級受検							
2. 2級合格後の実務経験で1級受検							
3. 3級合格後の実務経験で1級受検							
4. 3級合格後の実務経験で2級受検							
(合格証書の写しを添付すること)							
試験の免除を受ける資格に関する事項							
(該当するものを○で囲み、証明書類の写しを必ず添付すること)							
試験の免除	実技試験	① 実技合格証	6. 技能証	9. その他	都道府県名 (昭和・平成・令和)	第 年 月 日	※
	学科試験	① 学科合格証	2. 技能検定合格	3. 技能照査合格	4. 職業訓練指導員	5. 向上訓練(通信教育)	9. その他
※協会記入欄							
減 免	学 割	※					

【必要事項を全て記入】
※現住所は福岡県庁から発送する合格証書交付通知の届け先を記入

合格証書に記載の合格番号、合格日を記入

※印の欄には記入しないこと。

注意:裏面の「個人情報の取扱いについて」および別冊の「技能検定受検案内」を必ずお読み下さい。

学科試験写真票

特 1 2 3 単
級 級 級 級 級
(該当する級別を○で囲む)

実技試験写真票

特 1 2 3 単
級 級 級 級 級
(該当する級別を○で囲む)

検定職種		検定職種	
選択作業	作業	選択作業	作業
受検番号	※	【写真票不要】	
(フリガナ)氏名			
住所	〒		
勤務先の名称			
勤務先の住所	〒		
TEL	-	勤務先の住所	〒
TEL	-	TEL	-

切り取らないでください

学科試験
※ 出欠

写 真
4×3cm
※はがれないようにのりづけして下さい。
(申請前6ヶ月以内に撮影した正面撮影・上半身のものとする。)

写真の裏面に紙、作業、氏名を記入して下さい。

製作等作業試験
※ 出欠
判断等試験
※ 出欠
計画立案等作業試験
※ 出欠

写 真
4×3cm
※はがれないようにのりづけして下さい。
(申請前6ヶ月以内に撮影した正面撮影・上半身のものとする。)

写真の裏面に紙、作業、氏名を記入して下さい。

のりしろ

【本人確認書類要添付】
健康保険証、運転免許証、学生証等の添付が必要です。

以下の書類を添付してください。(添付書類の種類は別冊「技能検定受検案内」に限る。)

- ① 運転免許証、学生証、健康保険被保険者証、その他(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- ② 特別許可証
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 生徒手帳、学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- ⑤ 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

のりしろ

【受検手数料不要】

受 検 料